

様式4：第10条第2項の規定に該当しないオンライン結合

個人情報取扱事務の諮問事案書（重要事項の諮問）

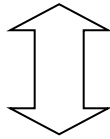
オンライン結合を行う事務の名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務	
事務の管轄	福祉健康部福祉政策課	
オンライン結合による取扱い個人情報	類型	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業対象者
	項目名	氏名、住所、生年月日、異動年月日等の住民基本台帳データ及び課税情報等
オンライン結合の概要	結合の当事者名	福祉健康部福祉政策課、行政システム（株）
	使用回線の形態	<input type="checkbox"/> 専用回線( ) <input checked="" type="checkbox"/> 共用回線(インターネットVPN)
	個人情報の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該給付金事務の実施に当たり、給付対象者の課税情報等を、業者が敷設したVPN回線にて提供。</li> <li>・同VPN回線にて、小田原市及び業者間で対象者の抽出及び加除修正等を行うとともに、業務の進捗状況等の情報を共有する。</li> </ul>
オンライン結合を行う理由（公益上の必要性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該給付金事務の実施に当たり、当該事業対象者の課税情報等の共有は不可欠であるため。</li> <li>・業務委託においてオンライン結合が行われないと、事業利用の迅速性が失われ、事業効果が大きく低下する。</li> </ul>	
安全確保措置（個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用回線はインターネットだが、VPN設定により、不正アクセス等に対する防衛措置を行う。また、ファイアウォールの設置等、必要なセキュリティ対策を講じることにより、不正アクセス等を防止するものとする。</li> </ul>	
開始時期	令和4年1月中旬頃	

## オンライン結合関係図

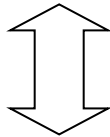
オンライン結合を要する事務の名称

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務

福祉政策課  
住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金事務専用端末

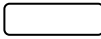


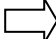
サーバ（小田原市庁舎外設置）  
住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金事務サーバ



事業者  
住民税非課税世帯等に対する  
臨時特別給付金事務専用端末

- ・インターネット VPN により、対象者情報等の個人情報及び作成データを常時提供・受領。
- ・外部からの不正侵入を防ぐため、ファイアウォールの設置等、必要なセキュリティ対策を講じる。

 は、結合する電子計算機とする。なお、当事者名、電子計算機名称等の参考情報を付記する。

 は、結合による個人情報の流れとする。なお、回線の形態等の参考情報を付記する。